

全国一斉労働ホットライン 雇止め阻止無料電話相談

日時

2017年3月4日(土)

時間

13時～18時

主催

日本労働弁護団

【長時間労働】痛ましい電通での新入社員過労自死事件などを踏まえ政府も長時間労働是正を提言しています。

実際に、長時間労働で悩む皆さんは、数多くいらっしゃるはず。気軽にご相談下さい。

【雇止め】労働契約法により、労働者には無期化を求める権利があります。一方的な雇止めは許されません。

- ・雇止めされてしまった… 雇止めを告げられそう…
- ・「次回更新しない」旨記載のある契約書の提出を求められた…
- ・会社が就業規則に契約更新の上限を入れようとしている…

こんなケースがあれば、ぜひお電話をおかけ下さい！

※弁護士が無料で相談対応します(通話費用はご負担頂きます)

※全国各地域でも実施します。日本労働弁護団HPをご確認下さい。

※長時間労働・雇止め以外のご相談も対応可能です。

電話番号

<http://roudou-bengodan.org/>

03－3251－5363

03－3251－5364

※東京の番号です、他の地域は弁護団のホームページをご覧ください(上記参照)。